

物流連携効率化推進事業費補助金

(21年度予算額:100百万円)

■ 物流事業者、荷主企業、関係自治体等、物流に係る **多様な関係者の連携による輸配送の共同化、モーダルシフトの推進等、物流効率化の推進を支援する制度。**

多様な関係者の連携による物流効率化の取組み



物流連携効率化推進計画

物流の連携及び効率化を推進するための計画

- ◆ 計画に位置付けられる事業の例
 - 輸配送の共同化
 - 輸送ルートに係る混雑状況の情報提供 等

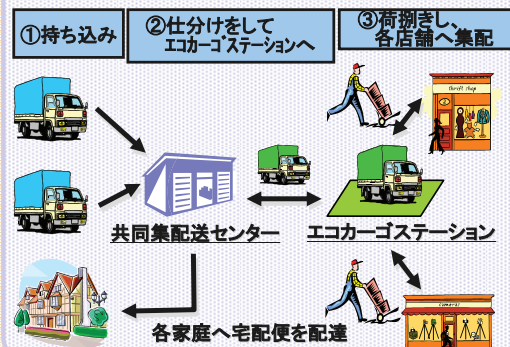
地域の関係者から構成される協議会において、**物流連携効率化に向けた計画を策定・実施**

新支援制度による支援

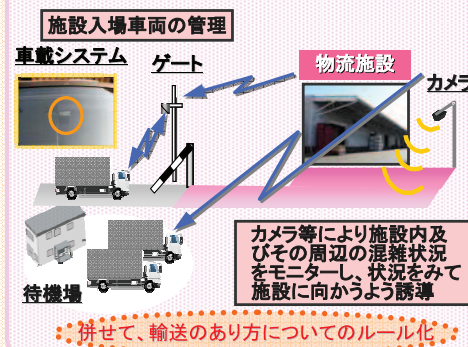
- 計画策定経費（定額）
 - 協議会開催費、調査費等
- 計画に定められた事業に係る経費
 - 実証運行1/2
 - 実証運行以外1/2（政令市1/3）

取組の例

【都市内物流】



【物流拠点周辺】



【モーダルシフト】

環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運の活用により、輸送機関の転換を図る取組みを支援。



物流連携効率化推進計画策定調査

- 物流効率化の取組みを行うにあたって、協議会は基本方針、事業内容、主体、目標等を定めた「物流連携効率化推進計画」を策定する。
- 国は、同計画の策定に必要な調査、検討に係る費用を補助する。

物流連携効率化推進計画策定調査のイメージ

1. 協議会の設立

物流に係る問題が顕在化している地域において、幅広い関係者より協議会を設置



物流連携効率化推進計画策定費補助

物流連携効率化推進計画の策定費を定額補助
(上限1,000万円程度を想定)

【補助対象経費の例】

- 現況輸送実態調査
- 荷主・住民等を対象とするアンケート調査、モニター調査
- 協議会運営

2. 調査・解決策の検討

問題解決に向け、現状の把握・分析、解決策の検討、関係者間の合意形成等を実施



3. 「物流連携効率化推進計画」の策定

調査・検討結果を踏まえ、協議会が取組む具体的方策をとりまとめる

「物流連携効率化推進計画」のイメージ

- 商店街の環境改善に向けた共同輸配送の事業化
- 物流拠点における混雑状況の情報提供システム構築

物流連携効率化推進事業

■ 協議会が、策定した「物流連携効率化推進計画」について、**本格事業化に向けた試行や計画の熟度を高めることなどを目的とする実証運行等を行う場合、国は、必要な費用についてその一部を補助**する。

物流連携効率化推進事業のイメージ

物流連携効率化推進事業

- 「**物流連携効率化推進計画**」に位置づけられた事業のうち、**協議会が実施の決定、進捗管理を行う事業**
- 実施期間は、**最大3年**を想定

実証運行

- ・ 実現可能性、本格実施に向けての課題把握を目的として協議会が試行的に実施する輸配送及びこれに付随する事業。

実証運行のイメージ

共同輸配送の場合・・・



- | | |
|----------------|------------------|
| ○ 実験に係る費用 | ○ 評価項目 |
| ・ 車両リース費 | ・ 改善効果 |
| ・ 運行費(人件費、燃油費) | ・ (物流効率化、環境負荷軽減) |
| ・ 広報費 | ・ 採算性 |
| ・ 調査費 | ・ 事業継続性 |

実証運行以外

- ・ 実証運行には必ずしも必要ではないものの、本格実施に向け導入が必要な機器の購入・設置 等

物流連携効率化推進事業費補助

- 物流連携効率化推進計画に係る事業について**事業費の1/2を補助**

※実証運行(運航)以外の事業で、都道府県・政令市が設置する協議会が取り組む場合、補助率は1/3

- **地域の実情に応じた負担割合の設定が可能**

地元の関係者
1/2

国 1/2

事業費

協議会において地域の実情、事業の内容に応じた関係者間の分担を定める

協議会



- | | |
|---------|-------|
| ・ 物流事業者 | ○ ○ % |
| ・ 地方自治体 | □ □ % |
| ・ 荷主企業 | △ △ % |
| ・ 施設管理者 | × × % |

支援



執行の流れ

- 計画策定調査補助、推進事業補助とも、**運輸局から「実施計画」の認定を得た上で交付申請**を行う。
- **推進事業補助の交付を受けるにあたっては、物流連携効率化推進計画を策定していることが条件。**
また、**最大3か年にわたり補助を受けられるが、毎年度、十分なフォローアップ**を行うものとする。

事業執行フロー

